

# 中国における批判報道の特性 —新聞の内容分析を通して— The Characteristics in Chinese “Critical” Reports: Through Content Analysis of Newspapers

工藤 文\*  
Aya KUDO

\*早稲田大学大学院政治学研究科 Graduate School of Political Science, Waseda University  
日本学術振興会特別研究員DC1 Research Fellow of JSPS

**要旨**・・・本研究の目的は、中国の新聞の批判報道の特性を、内容分析によって明らかにすることである。内容分析は、中国の新聞三紙に掲載された社説・評論を対象に行った。分析の結果、第一に、政府に対しては、三紙すべてで批判を抽出することができた。さらに、中央・地方レベルでともに批判が抽出できた。第二に、共産党に対しては、地方レベルに対して批判があったが、中央レベルの共産党を批判する報道は抽出できなかった。以上の結果から、新聞がもはや国家の宣伝報道だけではなく、批判報道を行っていることが明らかになった。しかし、批判の対象には限界があり、限られた範囲の中で批判報道が行われていることを発見した。

**キーワード** 中国メディア、批判報道、内容分析、都市報、党報

## 1. 研究の目的と問題の所在

1949年に中華人民共和国が成立して以降、中国のメディアは国家機関の一部として政治宣伝を行ってきた。政治宣伝のうち、国家の偉大さや成果を強調する報道は「正面（プラス）報道」と呼ばれ、新聞紙面の多くを正面報道が占めていた。国家機関を批判するような報道はあったものの、内容は敵対する権力者への批判であり、批判の目的は権力闘争であった。権力闘争を目的とする以外の批判は、共産党委員会による指導、新華社を通じたニュース配信システム、中央宣伝部による管理によって制限された。

しかし、1978年に政治改革と経済成長を目指した改革開放政策が始まると、メディアは社会の問題を解決する役割を期待されるようになる。メディアは依然として国有であるものの報道に変化が現れた。報道の変化とは、改革開放以前の正面報道から批判報道（中国語では「批評報道」）への変化である。唐（2001：140-146）は、改革開放以降、中国の新聞で従来タブーであった、批判報道、政策批判の言論が強まったことを指摘している。同様に、田畑（1989：204）は「一九七九年以降、幹部や組織の不正、怠慢などを指摘し、改善を促す『批判報道』がさかんになった」と述べている。

中国メディアの批判報道がさかんになった背景には、「世論監督」の推進とメディアの商業化がある。

「世論監督」とは、メディアの権力監視機能を指す。具体的には、メディアの社会の不正を明らかにし、改善を促す機能を指す。官僚による汚職が多発したことで、1992年第14回党大会では「世論監督」が強調された。さらに、中央電視台（CCTV）の『焦点訪談』というテレビ番組によって「世論監督」がメディアに広がった。『焦点訪談』は、汚職や社会事件を独自に調査して報道する形式で注目を集めた。これ以降、権力の汚職と腐敗を暴露する報道は他のメディアに広がっていった（Cao 2010）。

批判報道が広がったもう一つの背景は、市場競争によって活発化したメディアの商業化である。中国の新聞は改革開放以前、国家財源に頼り経営を行ってきた。しかし、改革開放以降、経営は新聞社の独立採算制へ転換し購読料や広告収入に依存するようになった。さらに、メディア間の競争が激化したため、読者の興味を引きやすい内容にする必要があった。この結果、読者の関心を引きやすいセンセーショナルな内容である批判報道が行われるようになった（唐 2001：142）。

以上のように、批判報道の増加は改革開放以降に起きた報道の変化の一つである。批判報道が行われていることは、中国メディアが政治宣伝だけを行うメディアから、権力の監視を行うメディアへと役割を変化させたことを意味している。しかし、

これまで批判報道を実証的に分析した研究は少ない。とりわけ新聞については、上述したように批判報道が増えていることが指摘されているものの内容分析を行っている研究は少ない。先行研究では、鄒・張（1999）が一紙を対象とした分析を行っている。また、徐他（2009）は批判を含む報道内容を分析しているが批判報道そのものを分析していない。したがって、本研究は、現在どのような批判報道が行われているのか、またどのような限界があるのか、批判報道の特性を、新聞の内容分析を行い明らかにすることを目的とする。

## 2. 分析の方法

### （1）内容分析の目的とフレーミングの概念

本研究では、中国メディアの批判報道の特性を実証的に明らかにする目的で内容分析を行った。内容分析で注目したのは以下の二つである。第一に国家機関に対する批判の有無、第二に批判の内容である。この二つを分析するために、国家機関をめぐる批判の言説を抽出して分析を行った。

分析の手がかりとして用いたのが Entman のフレーミング (Framing) の概念である。フレーミングについて Entman は次のように説明している<sup>1</sup>。「フレーミングとは本質的に選択と強調に関する。フレーミングは知覚された現実のいくつかの局面を選択し、それらをコミュニケーションテキストのうちに強調させること」（1993:52）である。すなわち、新聞の記事を実際の事件の反映ではなく、認識の枠組みであるフレーム (Frame) を通じて選択、強調されたものとしてとらえる。本研究では、国家機関をめぐる批判が特定のフレームを通じて行われていると考え、批判の内容を探っていく。

### （2）サンプルの選択

新聞は、都市報である『新京報』、『東方早報』、党報（共産党機関紙）である『光明日報』の三紙を用いた。都市報は都市住民をターゲットにした社会事件を多く掲載する新聞で90年代からブームになった。党報は共産党の宣伝を目的とする新聞である。90年代から人気を集める都市報と伝統的な党報を分析の対象にすることで、分析の結果が一紙に偏らないようにした。

上記の三紙の中でも、分析の対象として社説と評論を用いた。社説や評論は新聞社の意見を代表する場であり、新聞社が社説や評論に力を入れて言論活動を行っていることから分析の対象として選択した。期間は2008年1月から2009年12月までの2年間である。ランダムサンプリングによって月ごとに7日を選択し、その日に掲載されている社説・評論を用いた。分析に用いた社説・評論の数は、『新京報』160の社説、『東方早報』135の評論、『光明日報』113の評論である<sup>2</sup>。

### （3）分類の基準

分類は三段階に分けて行った。

#### ① 共産党と政府を含む文の抽出

批判の対象による違いを明らかにするために、国家機関を代表するものとして共産党と政府を対象にした。この二つを分析の対象としたのは、共産党と政府では中国において役割が異なるからである。中国において共産党は政府を指導する役割を担い、実質的な最高権力は共産党が持っている。一方で、政府は行政として機能している。そのため、共産党と政府に対して異なる批判が行われていると推察できる。そこで、「党」、「政府」、「党政」<sup>3</sup>と言及している箇所を特定したのち、その一文を抜き出した。表1は、社説・評論の文の数を表にしたものである。

表 1、社説・評論の文の数（カッコ内は%）

	「政府」、 「党」、「党政」 を含む文の数	「政府」、 「党」、「党政」 を含まない文の数	合計
『新京報』	416 (10.5)	3546 (89.5)	3962 (100.0)
『東方早報』	424 (11.1)	3413 (88.9)	3837 (100.0)
『光明日報』	113 (4.1)	2653 (95.9)	2766 (100.0)

<sup>1</sup> 本文で使われている訳文はすべて筆者によるものである。

<sup>2</sup> 社説・評論の年ごとの本数は以下の通りである。『新京報』2008年78、2009年84の社説、『東方早報』2008年76、2009年59の評論、『光明日報』2008年20、2009年93の評論である。日によって、社説・評論が掲載されていない、あるいは複数掲載されている場合があるため、新聞によって分析に用いる社説・評論の本数が異なる。

<sup>3</sup> 「共産党」ではなく「党」を文抽出のキーワードにした理由は、「共産党」ではなく「中央党」など、「党」という一字で共産党を表現することが多かったためである。政府は「政府」をキーワードにして文を抽出した。例外的に、共産党と政府を表す「党政」についてのみ、「政」を政府と解釈し、政府として数えた。

② レベルの分類

共産党・政府のそれぞれについて、中央レベル、地方レベル<sup>4</sup>、中央と地方の両者を含み判別が難しい各級レベル、の三つに分けた。レベルを分けた目的は、中央と地方のレベルによって、批判の有無と内容が異なると考えられるためである。①と②段階の分類の基準は、表2の通りである。

表 2、対象分類の基準

対象	分類の基準	例	
共産党	中央	中央の共産党委員会や党員	「党中央」
	地方	省・市・県など地方の共産党委員会や党員、企業の党委員会	「地方党委」、「地方党員」
	各級	中央と地方の共産党組織・党員を指す場合	「各級党委」
政府	中央	中央政府の機関や官僚	「中央政府」
	地方	省・市・県など政府の機関と官僚	「地方政府」、「各地政府」
	各級	中央と地方の組織・官僚を同時に指す場合	「中央と地方政府」
その他（分析の対象外）	抽象的な政府、外国の党・政府（外国政府と中国政府を同時に指す場合もその他に含む）、法律や規則、会議名、固有名詞	「責任ある政府」、「アメリカ政府」	

③ 批判の抽出と類型化

共産党あるいは政府をめぐる言説を、フレーム (Frame) の機能に従い類型化していった。フレームの機能について、Entman は四つの機能を挙げている。①「問題の定義」、②「倫理的判断」、③「原因の究明」、④「解決策の提示」である。本研究では批判報道に焦点を当てるため、②③を批判報道の分類の基準とした。Entmanによると、②「倫理的判断」とは「原因となる主体とその影響を評価する」機能であり、③「原因の究明」は「問題を起こした諸力を特定する」機能である (1993:52)。Entmanの定義に従い、実際の分類は次のように行った。「倫理的判断」においては、共産党や政府の行為に対して、称賛する記述、成果があったものとして評価する記述はプラスにカウントした。反対に、期待した成果がない、違法であるなど、非難する記述はマイナスにカウントした。「原因の究明」においては、共産党あるいは政府を問題が発生したことの主体としてみなしているものを抽出した。

3. 分析の結果

(1) 対象ごとの言及回数

表3は、対象ごとの言及回数である<sup>5</sup>。共産党に対する言及回数を見ると、『新京報』、『東方早報』でともに共産党の言及回数が少なかった。『新京報』においてはわずかに4回 (0.8%)、『東方早報』においても39回 (7%) の言及にとどまった。一方で、共産党の党報である『光明日報』では、44回 (27%) 言及されていた。都市報と比較すると、党報での共産党の言及割合は高い。

表 3、対象ごとの言及回数 (カッコ内は%)

	共産党	政府	その他	合計
『新京報』	4 (0.8)	438 (88.5)	53 (10.7)	495 (100.0)
『東方早報』	39 (7.0)	415 (76.6)	102 (18.3)	556 (100.0)
『光明日報』	44 (27.0)	100 (61.3)	19 (11.7)	163 (100.0)

(2) 「倫理的判断」の結果

表4から表6までは、それぞれの新聞ごとの結果である。共産党と政府それぞれ、中央レベル、地方レベル、各級レベルの三つのレベルに分けて表にした。

<sup>4</sup> 中国で「地方政府」は、地方の行政機関を指す。

<sup>5</sup> 「党政」については、共産党と政府に一つずつカウントしている。

表4の『新京報』の結果をみると、共産党に対してマイナスの評価は抽出できなかった。政府に対しては、中央レベルで3.8%、地方レベルで8.6%の割合でマイナスの評価が抽出できた。

表5の『東方早報』では、共産党の各級レベルにおいて、マイナスの評価が一つだけ抽出できた。政府に対しては、中央レベルで5.2%、地方レベルで6.3%抽出できた。

表6の『光明日報』の「倫理的判断」の内訳をみると、『光明日報』でも中央レベルの共産党に対して、マイナスの評価がない。しかし、共産党の地方レベルで4回(25.0%)マイナスの評価が抽出できた。政府に対しては、中央レベルでは8.3%、地方レベルでは11.8%マイナスの評価が抽出できた。『光明日報』で抽出できた地方レベルの共産党機関に対する文は、すべて同じ公務員の就職差別に関する評論から抽出できた。2009年3月30日『光明日報』評論で、「たとえば、いくつかの党政機関は卒業生の出願資格の規定の中で、出身地、身長、性別ないし容貌を明確に制限しており、労働法など関係する法律法規に明らかに違反する疑いがある」という文があった。

「倫理的判断」でみられた特徴は以下の二つである。第一に、共産党に対して『東方早報』と『光明日報』で地方レベルと各級レベルでわずかにマイナスの評価がみられた。中央レベルに対するマイナスの評価は抽出できなかった。第二に、政府に対しては、中央レベル、地方レベルでともにマイナスの評価を抽出することができた。

### (3) 「原因の究明」の結果

表7では「原因の究明」の基準である、共産党と政府を原因の主体として見なしている回数を示している。共産党を原因の主体として見なしているものは、三紙すべてで抽出できなかった。一方で、政府に対しては『新京報』では全部で16回、『東方早報』では14回、『光明日報』で2回、政府を問題の原因とみなしていた。

表4、『新京報』「倫理的判断」の内訳(カッコ内は行%)

	プラス	中立	マイナス	合計
共産党	中央 0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地方	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
各級	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
政府	中央 10 (4.7)	193 (91.5)	8 (3.8)	211 (100.0)
地方	9 (4.3)	183 (87.1)	18 (8.6)	210 (100.0)
各級	0 (0.0)	15 (88.2)	2 (11.8)	17 (100.0)
合計	19 (4.3)	394 (89.1)	29 (6.6)	442 (100.0)

表5、『東方早報』「倫理的判断」の内訳(カッコ内は行%)

	プラス	中立	マイナス	合計
共産党	中央 4 (18.2)	18 (81.8)	0 (0.0)	22 (100.0)
地方	0 (0.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	13 (100.0)
各級	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (15.0)	4 (100.0)
政府	中央 16 (8.4)	165 (86.4)	10 (5.2)	191 (100.0)
地方	7 (3.4)	188 (90.4)	13 (6.3)	208 (100.0)
各級	1 (6.3)	13 (81.3)	2 (12.5)	16 (100.0)
合計	29 (6.4)	397 (87.4)	28 (6.2)	454 (100.0)

表6、『光明日報』「倫理的判断」の内訳(カッコ内は行%)

	プラス	中立	マイナス	合計
共産党	中央 3 (13.0)	20 (87.0)	0 (0.0)	23 (100.0)
地方	0 (0.0)	12 (75.0)	4 (25.0)	16 (100.0)
各級	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
政府	中央 1 (4.2)	21 (87.5)	2 (8.3)	24 (100.0)
地方	1 (1.5)	59 (86.8)	8 (11.8)	68 (100.0)
各級	0 (0.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
合計	5 (3.5)	125 (86.8)	14 (9.7)	144 (100.0)

表7、新聞ごとの「原因の究明」言及回数

	『新京報』	『東方早報』	『光明日報』	合計
共産党	中央 0	0	0	0
地方	0	0	0	0
各級	0	0	0	0
政府	中央 5	6	0	11
地方	11	7	2	20
各級	0	1	0	1
合計	16	14	2	32

以下では、どのような論理でそれぞれの対象を原因としてみなしていたか内容を類型化する。表8では、中央政府に対する「原因の究明」の内容と、表9では地方政府に対する「原因の究明」の内容を類型化したものを表している<sup>6</sup>。

表8によると、中央政府に対して抽出できたのは、「監督が不十分」3回、「他の要因に責任を転嫁する」3回、「責任がある」1回、「政策・対策の誤り」2回、などである。とりわけ特徴的だったのは「他の要因に責任を転嫁する」記述である。たとえば、2009年1月22日『新京報』社説で、環境保護に対し「政府の監督が欠け、社会監督が乏しいのが環境事件頻発の主要要因であるが、司法機能の欠陥もその中の重要な側面である」とある。この文は、政府を問題の原因とみなしているものの、最終的には司法の責任を強調している。同様に、2008年12月31日の『新京報』社説では企業の不正に関して次の一文が抽出できた。「このような結末は多種多様な外在的な要因があるだろうが、たとえば社会の誠実さが希薄、政府部門の監督が正常に機能しないなどであるが、根本的には市場と社会の運行メカニズムが自分で自分の行為と過ちの責任を負うことを、各人に要求している」という一文である。この一文は、根本的な責任を個人のものとしている。

「責任がある」という記述は、2008年10月19日の『新京報』社説で抽出できた。消費者保護の問題について国務院総理の温家宝が雑誌のインタビューを受け、次のように語っている文である。「事件は企業で発生したが、しかし政府に責任がある、とりわけ監督方面において」というものである。温家宝が語ったものであり、新聞社独自の批判とは言えない。

表9は地方政府に対する「原因の究明」の内訳を示している。地方政府の「原因の究明」では、多様な内容が抽出できた。最も多く抽出できたのは政策・対策の誤りを指摘する記述である。その他に、地方政府に責任があることを指摘する文があった。2009年8月28日『新京報』社説で、手抜き工事を批判した「『もろい壁』に対して、我々がまず思い浮かぶのは、責任、とりわけ政府部門の責任である。」という文である。上述した中央政府に対する記述と異なり責任を直接政府に帰属させている。

「原因の究明」の結果は、次の二つにまとめられる。第一に、共産党を原因の主体として言及する文は抽出できなかった。第二に、政府に対しては中央・地方レベルでともに、原因の主体として言及する文章を抽出することができた。その内容を見ると、もっとも多かったのは政策・対策を原因にする記述である。しかし、『新京報』の中央政府に対しては、原因を他の主体に転嫁する記述も見られた。

#### 4. 結論と考察

分析の結果、批判報道の特性は以下の二つに要約できる。

第一に、政府に対する批判報道である。都市報である『新京報』、『東方早報』、党報である『光明日報』すべてで批判を抽出することができた。さらに、中央と地方のレベルで見ると、政府に対しては中央・地方レベルでともに批判が抽出できた。ここから、新聞がもはや国家の宣伝報道だけではなく批判報道を行っていることが明らかになった。しかし、その内容を見ると、中央政府に対して責任を明言することを避けるような記述があった。

第二に、共産党に対する批判報道である。共産党に対しては、地方レベルに対して批判があり、中央レベルの共産党を批判する報道は抽出できなかった。批判は共産党の中央レベルには達していないことから、新聞の批判報道は限定された形で行われていることを発見した。

<sup>6</sup> 表7の文から、政府を原因と見なす理由を抽出したため、一文の中でいくつかの要素を抽出した。それゆえ、合計数は表7と表8・9では異なる。『光明日報』の結果は数が少なかったため省略した。

表 8、中央政府に対する「原因の究明」の内訳

	『新京報』	『東方早報』	合計
監督が不十分	3	0	3
他の要因に責任を転嫁	3	0	3
責任がある	1	0	1
政策・対策の誤り	0	2	2
関与/介入が強すぎる	0	2	2
制度がない	0	2	2
意識が足りない	1	0	1
合計	8	6	14

表 9、地方政府に対する「原因の究明」の内訳

	『新京報』	『東方早報』	合計
政策・対策の誤り	3	3	6
職を全うしない	2	1	3
関与/介入が強すぎる	2	0	2
責任がある	1	0	1
監督が不十分	1	0	1
利益に走る	1	0	1
問題のもみ消し	1	0	1
意識が足りない	1	0	1
権限が足りない	0	1	1
権限を越える	0	1	1
制度がない	0	1	1
合計	12	7	19

以上の結果から、新聞は、国家の政治宣伝だけではなく権力への監視を行っていると言える。しかし、批判の対象は限定されており、権力監視機能は限られた範囲でその役割を果たしている。

本研究の結果は何を意味するのか。改革開放以降、とりわけ1992年の市場経済導入以降、メディアの経営は広告費や購読料に頼る国家から自立した経営を行っている。経営の自立化によって、報道にも自立性が生まれた。政府への批判が抽出できたことは、メディアで多様な議論が行われていることの証明である。しかし、共産党中央への批判は抽出できず、報道の自立化は部分的にしか達成されていない。共産党中央への批判が困難な要因として次の二つが指摘できる。一つ目は、メディアが共産党を批判する権限を持たないことである。西（2008）は新聞社が属する党委員会以上の行政レベルに対し、批判の制限があることを述べている。二つ目は、メディア内部の自己規制である。メディアは停刊や休刊などの問題を避けるために、権力者に反感を持たれやすい批判報道を抑える。どちらの要因も、現代の中国メディアと政治の関係を規定する要因であり、さらなる研究が必要である。

さらに、本研究の直接的なテーマではないものの、『新京報』や『東方早報』では共産党に対する言及割合が低いことも明らかになった。都市報の共産党の言及割合が低いことは何を意味するのか。考えられる理由は二つである。都市報は日常的な社会事件や生活にかかわる報道を行っているため、共産党が関与するような政治の根本にかかわる事件を扱わない。もう一つの理由は、都市報が共産党離れを起こしている可能性である。都市報が共産党離れを起こしているのであれば、共産党の偉大さの強調が新聞の主要任務であった時代の終わりを意味する。

最後に、本研究の問題点と、課題を述べる。本研究では社説・評論を対象に内容分析を行った。また、批判の対象も共産党・政府に限定しており、探索的な分析にとどまった。時系列的な分析によって、批判報道の歴史的变化を見ることも必要である。サンプルの拡大と分析の精緻化が今後の課題である。

## 参考文献

- 1) 西茹（2008）：中国の経済体制改革とメディア，集広舎。
- 2) 曾憲義，小口彦太編（2002）：中国の政治 開かれた社会主義への道程，早稲田大学出版部。
- 3) 田畑光永（1989）：「党の代弁者」からの脱皮を目指すマス・メディア，宇野重昭編『岩波講座 現代中国第3巻 静かな社会変動』，岩波書店。
- 4) 唐亮（1997）：現代中国の党政関係，慶應義塾大学出版会。
- 5) 唐亮（2001）：変貌する中国政治 漸進路線と民主化，東京大学出版会。
- 6) Cao, Q. (2010): Journalism and Political Change: the Case of China, in Allan, S. (ed.) *The Routledge Companion to News and Journalism*, Routledge.
- 7) Entman, R.M. (1993): Framing: Toward Clarification of a Fractured Paradigm. *Journal of Communication*, No.43 (4), pp.51-58.
- 8) Entman, R.M. (2004): Projections of power: framing news, public opinion, and U.S. foreign policy. The University of Chicago Press.
- 9) Huang, C.J. (2007): Editorial: From Control to Negotiation: Chinese Media in the 2000s. *International Communication Gazette*, No. 69(5), pp.402-412.
- 10) Zhao, Y.Z. (2000): From commercialization to conglomeration: The transformation of the Chinese press within the orbit of the party state. *Journal of communication*, 50(2), 3-26
- 11) 鄒愛国，張松林（1999）：特区党報如何強化世論監督功能——海南日報加大世論監督報道力度的体会，『新聞戰線』，01期。
- 12) 徐新聞，張市，李景，束凌燕（2009）：政府話語遮蔽下的媒体呈現——以四家都市報對“三鹿奶粉事件”報道為例，『新聞記者』，5期。
- 13) 『新京報』ホームページ <<http://www.bjnews.com.cn>>
- 14) 『東方早報』ホームページ <<http://www.dfdaily.com/>>
- 15) 『光明日報』ホームページ <<http://www.gmw.cn/>>